

## 公益財団法人全日本軟式野球連盟 テレワーク勤務規程

(在宅勤務制度の目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という。）が、台風・地震等の自然災害及び感染症蔓延等の緊急時における事業継続対策として、職員にテレワーク勤務を指示する場合の必要な事項について定めたものである。

(定義)

第2条 テレワーク勤務とは、以下に定める在宅勤務およびモバイル勤務を総称した業務形態をいう。

2 在宅勤務とは、職員の自宅または連盟が「自宅に準ずる」と認めた場所において、情報通信機器を利用した業務をいう。

3 モバイル勤務とは、在宅勤務以外で、かつ連盟事務所外において情報通信機器を利用した業務をいう。

(在宅勤務の対象者)

第3条 在宅勤務の対象者は、定款第49条に規定する職員とする。

(服務規律)

第4条 テレワーク勤務者は、本規程をはじめ服務規程、その他連盟の諸規程及び別に定めるテレワーク勤務時における情報セキュリティガイドライン、法令・通達等を守るほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 在宅勤務中は、業務に専念すること。
- (2) 在宅勤務中は、原則として連盟が認めた場所以外では業務を行わないこと。
- (3) テレワーク勤務中は、連盟の機密情報や個人情報ならびに成果物などを紛失・毀損したり、第三者が閲覧・複製したりしないように、細心の注意を払うこと。なお、本規程において職員の親族も第三者とみなす。
- (4) モバイル勤務の際には、公衆無線LANスポット等漏洩リスクの高いネットワークへの接続は禁止する。

(情報の取り扱い)

第5条 連盟から業務に必要な資料や機材その他の情報を持ち出す際には、連盟の機密情報の扱いに十分留意し、自らの責任において厳重に管理しなければならない。個人情報、連盟の機密情報の取り扱いについては絶対に外部に漏洩することがないように厳格に管理するものとする。

2 テレワーク勤務中に作成した成果物は紛失、毀損しないよう丁寧に取り扱い、テレワー

ク勤務時における情報セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならない。なお、電子データは端末のローカルディスクに保存せず、原則連盟サーバー内に保存すること。

(在宅勤務時の労働時間及び休憩時間)

第6条 在宅勤務時の労働時間及び休憩時間については、服務規程第10条の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、事務局長の承認を受けて始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。

(業務報告)

第7条 在宅勤務者は、必要に応じて電話又は電子メール等で事務局長に対し、所要の業務報告をすること。

(在宅勤務時の連絡体制)

第8条 在宅勤務時における連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 在宅勤務を行う時間帯について、固定電話、携帯電話、スマートフォン、PC等の機器により常に連盟と連絡がとれるようにすること。
- (2) 事故・トラブル発生時には速やかに事務局長へ連絡すること。
- (3) 情報通信機器に不具合が生じ緊急を要する場合は、連盟へ連絡をとり、指示を受けること。
- (4) 連盟内における職員への緊急連絡事項が生じた場合、在宅勤務者へは事務局長が連絡をすること。なお、在宅勤務者は不測の事態が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ事務局長に連絡しておくこと。
- (5) 前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断し対応すること。

(給与)

第9条 在宅勤務者の給与については、給与規程の定めるところとする。

(費用の負担)

第10条 連盟が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は連盟負担とする。

2 在宅勤務に伴って発生する水道光熱費は在宅勤務者の負担とする。

3 業務に必要な郵送費、事務用務品費、消耗品費その他連盟が認めた費用は連盟負担とする。

4 その他の費用については在宅勤務者の負担とする。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第11条 連盟は、在宅勤務者が業務に必要とするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、

ソフトウェア及びこれらに類する物を貸与する。なお、これらを許可された目的外で用いることを禁止する。

2 連盟が貸与したパソコンに連盟の許可を受けずにソフトウェアをインストールしてはならない。

3 連盟は、在宅勤務者が所有する機器を利用させることができる。この場合、連盟が求めるセキュリティ条件を満たす機器に限るものとし、費用については協議の上決定する。

4 連盟が貸与したソフトウェアを許可なく私用パソコンにインストールしてはならない。

(災害補償)

第12条 在宅勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、連盟の諸規程ほか関係法令に準じる。

(安全衛生)

第13条 連盟は、在宅勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 在宅勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、連盟と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

## 附則

この規程は、令和2年10月9日より施行する。